

～該当する人へ5月上旬に申告書を送付します～ 下水道受益者負担金

問 上下水道課(役場3階) ☎823-9214 FAX.823-9839



負担金の対象

公共下水道が整備されると土地の所有者などの利益を受ける人(受益者)は、整備費の一部を負担することになります。

受益者負担金賦課区域となった土地の所有者に、5月上旬に受益者の申告書などを郵送します。申告書に記載してある提出期限までに必要な書類を提出してください。

※この負担金は、一度だけ負担するもので、同じ土地に対して再び賦課されることはありません。

負担金額

所有する土地または権利のある土地の面積に、単位負担金(1㎡当たり460円)をかけた額となります。

負担金の計算例

(例) 148.5㎡(約45坪)の土地を所有されている場合

$148.5\text{㎡} \times 460\text{円} = 68,310\text{円}$ となり、100円未満の端数を切り捨てた68,300円が負担金額となります。

負担金の納付方法

負担金は、5年間(10回)に分割して納める方法と、一括で納める方法があります。

※申請がない場合、減免・猶予はできません。 ※猶予の要件に該当しなかった場合は直ちに届け出てください。なお、届出がない場合であっても状況を確認次第解除されます。 ※減免および猶予の対象となる土地について、くわしくは、海田町ホームページを確認してください。

分割納付

分割納付の納期は次のとおりです。

・第1期 8月1日～8月末日

・第2期 2月1日～2月末日

(例) 68,300円を5年間(10回)に分割すると、次の表ようになります。

	第1期(8月)	第2期(2月)
1年目	7,100円	6,800円
2年目	6,800円	
3年目		
4年目		
5年目		

一括納付

負担金を初年度の第1期納期中(8月1日～8月末日)に一括納付すると、負担金額に応じて報奨金(上限5万円)を交付します。

減免と猶予

受益者負担金は、すべての土地に一律に賦課されますが、土地の用途や状況により、減免や一定期間の徴収猶予ができる場合があります。対象者は5月上旬に送付する申請書により申請してください。

KAITA

[広報かいた]

■海田町の人口
3月末現在(前月比)
人口 30,720 (-69)
世帯 14,300 (+26)
男 15,222 (-35)
女 15,498 (-34)

広報かいた5月号(No.695) 令和7年5月1日発行 発行/海田町 編集/企画部かいたブランド課
〒736-8601 広島県安芸郡海田町南昭和町14番17号 TEL (082)823-9212 FAX (082)823-9203
(ホームページ) <https://www.town.kaita.lg.jp/>
(E-mail) brand@town.kaita.lg.jp
制作協力/株式会社ザメディアジョン

★広告内容については広告主へ。広告掲載についてはかいたブランド課(☎(082)823-9212)へ
■町内放送をもう一度聞きたいときは…電話自動応答装置☎0120-852-357(自動音声)へ
■見やすく読み間違えにくいユニバーサルフォントを採用しています。広報かいたが外国語・音声でも読めます!

